

開催日	会場	対象
1月28日(火)	長浜公民館 2階2号室	長浜小・西中学区
1月28日(火)	湯田公民館 集会室	浅井地区・虎姫地区
1月29日(水)	南郷里公民館 会議室A	北郷里小・南郷里小・東中学区
1月29日(水)	北部地域振興局 第1・2会議室	高月地区・木之本地区 余呉地区・西浅井地区
1月30日(木)	神照公民館 ホール	神照小・北小・北中学区
1月30日(木)	湖北公民館 会議室	びわ地区・湖北地区
1月31日(金)	西黒田公民館 会議室	南小・南中学区

時間は19時30分～1時間程度です。
対象地区の日程に都合がつかない場合は別の日程に参加してください。

※受益者負担の原則により電気代等の実費相当額の負担金が必要です。支払方法等の説明も行います。

【負担金(1時間あたり)】

- ・体育館(半面)：200円
- ・柔剣道場：100円
- ・グラウンド：無料(ナイター設備は別料金)



市では、学校教育活動に支障がない限り、小中学校の体育館などの体育施設を一般に開放しています。
4月以降の利用を希望する人は、必ず説明会に出席し、使用団体の登録・更新をお願いします。

行政 information

学校体育施設利用団体登録説明会を開催します

問 生涯学習・文化スポーツ課 ☎65-8787

行政 information

職員募集のお知らせ

◆長浜市立湖北病院

職種	採用予定人員	受験資格
臨床検査技師	1人	昭和58年4月2日以降に生まれ、臨床検査技師法(昭和33年法律第76号)による臨床検査技師有資格者または平成26年7月末日までに同資格取得見込みの人で、市内または近接地に居住でき、夜間等の緊急呼出しに容易に応じられる人

- 試験日：2月15日(土)
- 申込期限：2月7日(金)

▶受験申込書は湖北病院管理課にあります。
※郵送で請求する場合は、封筒の表に「臨床検査技師職受験申込書 請求」と朱書きし、返信用封筒(角2型・120円切手を貼付して宛先・郵便番号を明記)を同封して、右記まで送付してください。

◆市立長浜病院

職種	採用予定人員	受験資格	試験日
歯科衛生士(臨時職員)	2人	歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)による歯科衛生士の免許を有する人	随時

※詳しくは右記まで問合せください。

問合せ・申込先

長浜市職員選考委員会
<市立長浜病院事務局総務課内>
(☎68-2324)

シリーズ②

北近江の観音さま

北近江の寺院や仏堂に祀られている多くの観音さま。今もなお地域の人たちによって守り継がれています。その中から代表的なものをシリーズで紹介しています。

長浜市指定文化財

木造菩薩形立像(田中神社)

- ・指定日：昭和62年11月3日
- ・所在地：湖北町田中



問 高月観音の里歴史民俗資料館 ☎85-2273

田中神社境内の本地堂に、十一面観音像(市指定文化財、11月15日号掲載)とともに伝わる像。地元では、勢至菩薩の像であると伝えられてきました。現状は、月輪を載せた蓮茎を執ることから、月光菩薩(葉師如来の脇侍)と呼ぶべきですが、この持物は近世の修補によるもので、当初の尊名ははっきりしていません。わが国では、勢至菩薩を単独で造像する遺例は皆無です。阿弥陀三尊は、阿弥陀如来を中尊にして、左右に聖観音・勢至の両菩薩を従える構成ですが、この堂の観音は十一面観音であり、大きさや像の表現も大きく異なり、二体は本来、別々に造られた像であることがわかります。いつの時代にか、観音に対し、この像を勢至菩薩と呼ぶようになったのでしょうか。像は、ヒノキとみられる一材から彫り出され、素朴な作りから、地方仏師の手によるものと思われる。十一面観音像と同じく、平安時代も後期、十二世紀頃の作とみられ、当初は聖観音像として造られた可能性が高いと考えられます。

行政 information

自転車は車両の仲間！原則、車道の左側を通行しましょう。

①自転車は左側路側帯を通行しましょう！
※路側帯がある場合

〈右側路側帯を通行すると〉
→3か月以下の懲役もしくは5万円以下の罰金

②マナーを守って走行を！

〈信号無視・遮断踏切立入り等悪質な違反を繰り返すと〉
→講習の受講命令

〈一定期間内に受講しないと〉
→5万円以下の罰金

③自転車の整備はしっかりと！

〈ブレーキがないと認められる自転車に乗ると〉
→警察官による検査・応急措置命令や運転の中止命令

〈命令に従わないと〉
→5万円以下の罰金

平成25年の交通事故発生状況 (12月15日現在)

人身事故発生件数	565件 (-30件)
死者	6人 (-1人)
傷者	737人 (-16人)
	(前年比)

多発する自転車の交通事故を減少させるため、平成25年12月に自転車利用に関する法律が3点変更されました。
自転車利用のルールを正しく知り、マナーを守って運転しましょう。

問 市民協働推進課 ☎65-8722

長浜・木之本警察署からのお知らせ

自転車利用に関する法律が改正されました